

# 中山間地域等直接支払交付金 最終評価(案)

## ～説明資料～

滋賀県 農村振興課

### 中山間地域等直接支払制度の内容

#### ◆中山間地域等直接支払制度

- ・ 農業の生産条件が不利な中山間地域等への支援として平成12年度から実施
- ・ 集落の農用地を維持・管理していくための協定を締結
- ・ 5年間以上継続して農業生産活動等を実施
- ・ 農地の面積に応じて交付金を交付する

#### ◆第4期対策（平成27年度から令和元年度）のポイント

- ・ 農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化
  - 1) 集落活動への女性・若者等の参加を促進
  - 2) 複数の集落が連携して行う農業生産活動等の体制づくりを推進
  - 3) 超急傾斜地の農用地の保全・活用を支援

## 最終評価の検討について

### ◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

#### 第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検**、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準**についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

### ◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第13の3

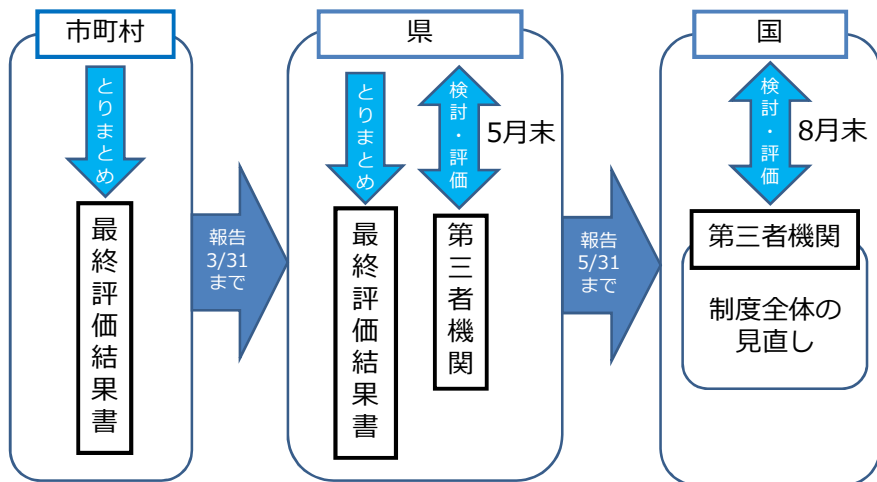
#### 第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価および**最終評価**とする。
- 2 (省略)
- 3 都道府県知事は**市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価する**とともに、その結果を地方農政局長を経由して農村振興局長にほうこくすることとする。

3

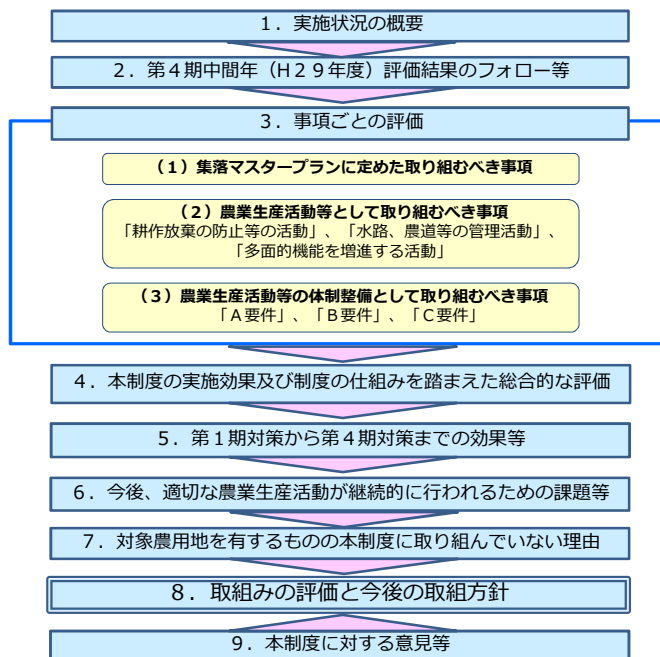
## 中山間地域等直接支払制度最終評価の流れ

(中山間地域等支払交付金実施要領 第13「交付金交付の評価」)



4

## 最終評価の考え方



5

## 1. 実施状況の概要

- (1) 交付市町数 : 10市町  
 (2) 協定数 : 150協定 (集落協定: 148協定 個別協定: 2協定)  
 (3) 交付面積 : **1,736ha** (田: 1,688ha 畑: 48ha) ※第3期対策から160ha増加し取組拡大  
 (4) 交付金額 : 262,811千円 (共同取組: 169,440千円 個別配分: 93,372千円)

表1 平成30年度の協定面積と協定数

市町名	交付対象の協定面積 (ha)	協定数	基礎単価	
			通常(10割)	基礎(8割)
大津市	455	24	18	6
粟東市	39	6	6	
甲賀市	435	53	48	5
湖南市	7	1 [1]	1 [1]	
東近江市	124	12	11	1
愛荘町	60	4	1	3
多賀町	53	4	3	1
米原市	204	14	12	2
長浜市	234	23	22	1
高島市	127	9 [1]	3	6 [1]
滋賀県計	1,736	150 [2]	125 [1]	25 [1]

注) 湖南市、高島市の協定数欄の[ ]は個別協定数で内数

- ※1 基礎単価 (8割)  
 ・集落の将来像を明確化し、5年間の適正な農業生産活動等を行う場合の単価
- ※2 通常単価 (10割)  
 ・基礎単価の取組内容に加え、将来に向けた農業生産活動等の体制整備の強化を行う場合の単価
- ※3 個別協定  
 ・認定農業者等が、利用権の設定や作業の受委託を締結し、「集落協定」と同様に、市町長の認定を受けたもの。

6

## 2. 第4期中間年評価結果のフォロー

◆ 中間年評価（平成29年度）において要指導・助言が必要と判断された協定数	: 1 2 1 協定
（内訳） 令和元年度までに目標達成が見込まれる協定数	: 1 0 4 協定
引き続き、指導・助言が必要な協定数	: 1 7 協定
※参考：目標達成に向けて指導・助言を行っている協定数（平成30年度）	: 7 5 協定
（内訳） 令和元年度までに目標達成が見込まれる協定数	: 5 5 協定
引き続き、指導・助言が必要な協定数	: 2 0 協定

### ○主な指導・助言内容

- ・事業の取組内容について
- ・獣害に強い作物の作付け

### ○指導・助言による効果

- ・既設獣害柵の維持管理や林地の下草刈り等が実施された
- ・一部地域で Lindou や生姜の作付けが行われた

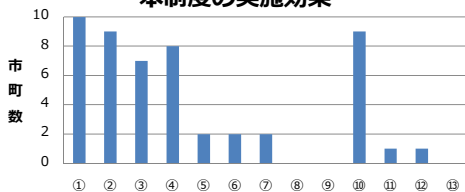
7

## 県としての総合評価

8

# 1. 本制度の実施効果

本制度の実施効果



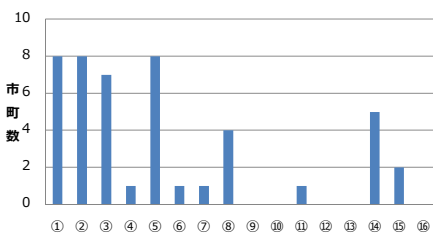
① 地域の実情に応じて交付金が活用できた	10
② 一定期間、安定して交付金が交付された	9
③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した	7
④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された	8
⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づき取組ができた	2
⑥ 農地の長期的な維持管理の推進が共有できた	2
⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された	2
⑧ 集落間連携への意識が醸成された	0
⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された	0
⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された	9
⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された	1
⑫ その他効果	1
⑬ 効果なし	0

- ・ 協定農用地は適切に維持され、**耕作放棄地発生防止が着実に図れる**など事業効果を発揮。
- ・ 耕作放棄地発生の大きな要因である**鳥獣被害については軽減**が図れ、生産意欲減退の防止につながった。
- ・ 交付金の使途や共同取組活動のための話し合いにより、**地域コミュニティの強化と農地等の保全**が着実に実施された。
- ・ 都市農村交流や加工販売等、景観保全等の活動による**地域コミュニティの活性化**や**農地の引き受け体制の整備**などにより、**継続的な農業生産活動**につながった。

9

# 2. 農業生産活動等が継続的に行われるための課題

農業生産活動等が継続的に行われるための課題



① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	8
② 担い手の不在	8
③ リーダーや活動の核となる人材の不足	7
④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	1
⑤ 野生鳥獣の被害	8
⑥ 農業収入の減少	1
⑦ 農作業の省力化	1
⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	4
⑨ 集落内の話し合い回数の減少	0
⑩ 中山間地域の生活環境の改善	0
⑪ 交付金返還措置への不安	1
⑫ 行政との連携不足	0
⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	0
⑭ 事務負担の軽減	5
⑮ その他	2
⑯ 課題等はない	0

事項(抜粋)	本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題の詳細及び対策
① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	・ 農地を引き受ける <b>担い手</b> や <b>集落を牽引するリーダー</b> が不足し今後の活動に大きな影響があることから、地域の実情を踏まえつつ、 <b>集落間の連携</b> に加えて、企業や大学等 <b>外部との連携・協働</b> により農業生産活動を持続的なものとする必要。
② 担い手の不在	・ <b>担い手等的人資源が限られていく</b> 中で、 <b>農地の集積・集約化</b> やスマート農業に必要なICT機械の導入などにより <b>将来を見通した担い手の育成</b> が必要。
⑤ 野生鳥獣の被害	・ 多くの集落で本制度を活用した定期的な点検や補修が実施されているが、 <b>獣害防止柵等の老朽化</b> がすみ、 <b>費用の捻出等、維持管理に苦労している</b> 地域も多い。
⑭ 事務負担の軽減	・ 役員の高齢化に伴い一部の限られた役員に業務が集中していることから、 <b>事務処理の軽減や効率的な活動</b> に向け、 <b>広域化・集落間連携</b> を推進。 ・ あわせて、 <b>事務の更なる簡素化</b> を図る必要がある。

10

### 3. 本制度の総合的な評価

#### 県の総合評価

**A**

(参考) 各市町の総合評価

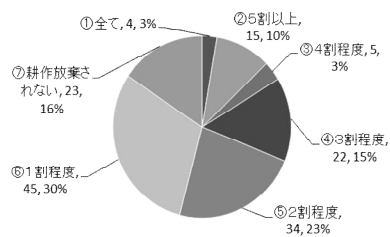
評価区分	市町	協定農用地面積
A おおいに評価できる	4	988ha
B おおむね評価できる	4	571ha
C やや評価できる	2	177ha

#### ○「耕作放棄地の発生防止効果」

- 協定農用地の約2割にあたる約326haの耕作放棄を防止（中間年評価アンケート調査から推計）

(集落アンケート問21)

本制度に取り組んでいなければ、協定農用地については平成27年度から平成31年度の5年間で、どれくらいの農用地が耕作放棄されると思われますか。

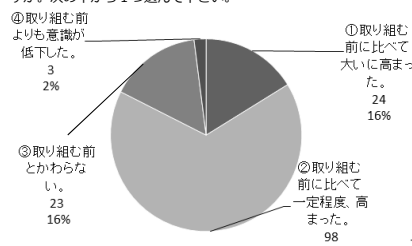


#### ○「地域・集落の活性化の効果」

- 話し合いが活発化し、農地を**集落全体で守る**という「**協働意識**」が定着し（中間年評価アンケートより）、体制整備など具体的な取組につながっている。

(集落協定アンケート問22)

本制度に取り組むことにより「協働意識」は集落で定着したと思えますか。次の中から1つ選んで下さい。



11

### 4. 取組の評価

- 話し合いを通じて、**集落ぐるみの持続可能な体制が整備され、耕作放棄地発生防止**が確実に図られたことにより農業生産活動の維持・継続、農業農村の有する**多面的機能の発揮**につながっており高く評価。
- 本制度により、多くの集落において獣害防止柵の設置や点検、維持管理が実施され、**鳥獣被害の軽減**が図られた。
- 超急傾斜農地保全管理加算の活用**により、地域の実情に応じた保全活動等が実施され、維持管理に労力のかかる**棚田が保全**された。
- 集落内での**話し合い**により**交付金の使途を決めることが可能**であるため地域の特色を活かした前向きな活動が実施され、**地域の活性化、農村協働力の向上**につながっており高く評価。
- 広域化・集落間連携は、中山間地域における持続的な農業生産活動等の活動に有効だが、中には**集落間の連携が困難な地域**もあり、**地域の実情**に応じた支援が必要。

12

## 5. 今後の取組方針

- 本交付金は中山間地域の振興のために有効であり、活動の定着・取組面積の拡大に向け、**事務負担の軽減**や**リーダーの育成等**を図る。
- 取組に不安を抱える小規模集落については、地域の実情を踏まえた上で、企業や大学等の**多様な主体との連携・協働**による取組を推進する等、**小規模集落の維持**について方策を検討。
- 中山間地域における担い手や地域リーダーの育成・確保、広域化、多様な主体との連携・協働活動などの**優良事例等を収集・整理**し、集落等に対する、**より一層の体制強化**に向けた指導・助言を行っていく。

13

## 6. 本制度に対する意見等

- 本制度は用途の自由度が高い  
**地域の特性**に応じて、**多様で計画的な活用が可能**。
- 集落ぐるみで農地の保全管理をする体制が構築  
継続的な農業生産活動等を実施することができ、耕作放棄地の発生を防止する**集落ぐるみの農地保全体制を持続的なものにするため、本制度の継続**が必要。
- 取組んでいる全市町が本制度の継続が必要と考えている。  
**取組まないと耕作放棄地の発生・農地荒廃が進展するため、制度の継続**が不可欠。
- 担い手の不足等、集落内で解決を図ることが難しい課題の解消  
**集落間の連携**や**外部人材の確保**が必要。
- 鳥獣被害の持続的な低減  
進む老朽化等に対応する**維持管理費用が不足しているため、加算措置**  
**などを要望**

14

## 基礎資料

- (1) 「集落マスタープランに定めた取り組むべき事項」
- (2) 「農業生産活動等として取り組むべき事項」
  - ・耕作放棄の防止等の活動
  - ・水路、農道等の管理活動
  - ・多面的機能を増進する活動
- (3) 「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」
  - ・A要件：農業生産性の向上
  - ・B要件：女性・若者の参画を得た取組
  - ・C要件：集団的かつ持続可能な体制整備
- (4) 「その他協定締結による活動」
  - ・加算措置
  - ・集落戦略
  - ・地域・集落の活性化
  - ・集落協定の広域化・集落間連携
  - ・個人配分の上限交付額の引き上げ
  - ・その他

15

## (1)集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

### 【効果】

#### ○持続的な農業生産活動が可能な体制が整備

- ・将来の農業について、**担い手農家**や**集落全体**で相談・サポートできる体制構築
- ・**農業組合との連携、集落営農組織の設立**による体制整備の強化
- ・集落営農組合等の**法人等**の体制整備による**農地集積化**

### 【評価と課題】

#### ○評価

- ・協定農用地の**農業生産活動が維持できる体制が整備**され高く評価

#### ○課題

- ・長期的には、農業者離れの進行が懸念されるため、持続的な取組となるよう、引き続き**担い手の確保**等が必要
- ・法人等の農地の受け手がいない地域において、**担い手育成・確保**が必要
- ・**企業、大学との連携等による地域資源の活用**や農地を引き受ける担い手の育成など地域の実情に応じた取組が不可欠

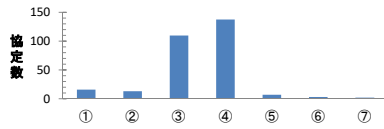
16



## (2) 農業生産活動等として取組むべき事項

### 【効果】

#### ○ 耕作放棄の防止等の活動



- |                |       |
|----------------|-------|
| ① 賃借権設定・農作業の委託 | 15協定  |
| ② 既荒廃農用地の保全管理  | 13協定  |
| ③ 農地の法面管理      | 109協定 |
| ④ 柵、ネット等の設置    | 137協定 |
| ⑤ 簡易な基盤整備      | 7協定   |
| ⑥ 担い手の確保       | 3協定   |
| ⑦ その他          | 2協定   |



#### ○ 水路・農道等の管理活動

管理された水路の延長 47.7km  
 管理された農道の延長 26.5km



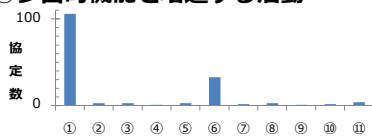
- ・ 獣害防止柵の維持管理による鳥獣被害の軽減が図れた
- ・ 定期的な法面点検により、法面の崩壊を未然に防止
- ・ 地域ぐるみで水路・農道等の適切な維持管理が図れた

17

## (2) 農業生産活動等として取組むべき事項

### 【効果】

#### ○ 多面的機能を増進する活動



- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ① 周辺林地の下草刈         | 106協定 |
| ② 土壌流出に配慮した営農      | 3協定   |
| ③ 棚田オーナー制度         | 3協定   |
| ④ 市民農園等の開設・運営      | 1協定   |
| ⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム） | 3協定   |
| ⑥ 景観作物の作付け         | 33協定  |
| ⑦ 鳥類の餌場の確保         | 2協定   |
| ⑧ 堆きゅう肥の施肥         | 3協定   |
| ⑨ 輪作の実施            | 1協定   |
| ⑩ 緑肥作物の作付け         | 2協定   |
| ⑪ その他              | 4協定   |

- ・ 定期的な周辺林地の適切な草刈による獣害防止や、そば、芝桜、ツツジ等による景観形成が図れた。
- ・ 棚田地域ではオーナー制度等地域の実情に沿った取組を実施

### 【評価と課題】

#### ○ 評価

- ・ 集落全体の共同活動で、水路・農道等の施設が適切に点検・維持管理されるとともに鳥獣害防止柵の適切な管理による獣害被害の軽減と景観形成等の活動により、**多面的機能の発揮や地域コミュニティの活性化等、継続的な農業生産活動**につながっており高く評価できる。

#### ○ 課題

- ・ 今後も継続的に農業生産活動を行うための**担い手確保**が重要
- ・ 施設の老朽化により維持管理や更新費用が増加し、交付金の積み立て等によりまとまった金額が必要となるが、**小規模の協定（15ha未満）では施設の維持管理に対して交付金が不足しているため、地域の実情に応じて取組可能な仕組み**が必要。

18

### (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

表 県内での取組状況

市町名	集落協定数	うち、通常単価（10割）取組協定数			
		A要件	B要件	C要件	
大津市	24	18	-	1	17
栗東市	6	6	-	-	6
甲賀市	53	48	-	-	48
東近江市	12	11	-	-	11
愛荘町	4	1	-	-	1
多賀町	4	3	-	-	3
米原市	14	12	-	-	12
長浜市	23	22	-	-	22
高島市	8	3	-	-	3
滋賀県計	148	124	-	1	123

注) 個別協定2（湖南市1、高島市1）は含めず。

※体制整備のための前向きな活動は下記3要件から1つを選択

◆A要件（農業生産性の向上）

機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等

◆B要件（女性若者等の参画を得た取組）

新規就農者の確保や農産物等の加工販売等

◆C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）

協定参加者が活動等に継続が困難となった場合に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定める

### (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

【効果】

○女性・若者等の参画を得た取組（B要件）：1協定（大津市上仰木・辻ヶ下第3集落協定）

・もち米を加工し、週末に開催されている青空市で販売

○集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）：123協定

C要件：取組状況

組織対応型	担い手型	都市農村交流型	集落ぐるみ型
29	14	1	86

※重複カウントしている集落協定があるため、合計の数値が一致せず。

- ◆組織対応型： 営農組合、集落営農組合 等
- ◆担い手型： 中核となる農業者、認定農業者
- ◆都市農村交流型： 体験農園

・耕作放棄の可能性があった時点で管理者や担い手に相談するなどサポート体制が構築され安心して共同活動に取り組むことができた

【評価と課題】

○評価

- ・（B要件）地場農産物の加工・販売による6次産業化が地域の活性化につながり、農業生産活動に対する集落の意欲も向上するなど高く評価。
- ・（C要件）支援体制をあらかじめ整備したことで、未然に耕作放棄地発生を防止することができ、安心して農地の保全等の共同活動に取り組めた。

○課題

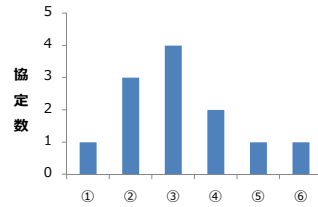
- ・（A要件）法人の設立・担い手への集積等が困難な地域に対して、耕作条件改善等に向けた指導・助言の強化が必要。
- ・農家の減少や高齢化の進行により農地の受け手の負担が年々増加し、これまでどおり協定農用地を継続して守ることが困難になりつつある中で、次期対策においても体制整備に向けた支援が引き続き必要。

## (4)その他 協定締結による活動 - 加算措置

### 【効果】

○集落連携・機能維持加算：なし

○超急傾斜農地保全管理加算：10協定



①	パンフレットの作成	1協定
②	農産物の加工	3協定
③	直売所等での販売	4協定
④	景観作物の植栽	2協定
⑤	都市住民との交流	1協定
⑥	その他（棚田ボランティア制度）	1協定

- ・地場農産物の加工やブランド化、直売所等での販売に取組むなど**地域の特色を活かした活動**を実施
- ・祭りを開催し**都市住民との交流**を図っている集落もあり、**地域が活性化**

### 【評価と課題】

○評価

- ・長大な法面の管理等の急傾斜地特有の取組に対し、**超急傾斜農地保全管理加算により適切に保全**が図れ、高く評価できる。
- ・棚田地域などの超急傾斜農地においては、加算措置の活用により棚田保全や景観形成活動、都市農村交流や農産物ブランド化、直売所での販売等の**地域活性化につながり**、高い効果を発揮。

○課題

- ・**棚田保全には超急傾斜農地保全管理加算は有効な支援**であり、継続的な支援が必要。
- ・**小規模集落**は高齢化や人口減少の進行が懸念されるため、**隣接する集落と連携**し取組を進める必要。

21

## (4)その他 協定締結による活動 - 集落戦略

### 【効果】

○集落戦略を作成した集落協定数：13協定 328ha ※すべて15ha以上の協定農用地を有する。

○現在作成中の協定数：2協定41ha（高島市）

- ・集落戦略作成を通して**集落の将来について話し合う回数が増加**
- ・耕作放棄地が発生した際に遡及返還規定の緩和が適用
- ・高島市では、集落戦略策定に向け**組織が統合・広域化**された。

### 【評価と課題】

○評価

- ・集落戦略の作成により**持続的な農業の体制が整備**され、地域コミュニティの強化が図れた。
- ・遡及返還規定が緩和され、万が一のことがあっても**共同活動に安心して取り組める**余裕ができたといった声があり高く評価できる。

○課題

- ・集落戦略の作成は非常に有効な取組であるが、**15ha未満の協定では遡及返還の緩和措置を受けられず**、活動に対して不安を抱いている集落もある。小規模集落では遡及返還規定への不安が要因で取組を断念した協定もあり、中山間地域の多くの集落が小規模集落である実態を踏まえ、**小規模集落でも取り組める仕組み**が必要。

22

#### (4)その他 協定締結による活動 - 地域・集落の活性化

##### 【効果】

- 5年間の取組期間において、積立により大型共同利用機械を購入し、**営農環境が大きく改善**。
- 景観作物作付けや収穫祭など**都市住民と交流した事業を実施**でき、地域活性化につながった。
- 高齢者から若手、女性の参画による話し合いが増加**し、農地を守る体制整備とあわせ地域コミュニティの活性化が図れた

##### 【評価と課題】

- 評価
  - ・**集落内で話し合い、計画を立てることで**、共同利用機械の購入による効率的な農地の保全、都市住民との交流、若手・女性の参画が促進され、**集落の活性化**につながっており評価できる。
- 課題
  - ・**活動が持続的なものとなるよう**地域の実情に応じた形で、**多様な主体との協働・連携等**が必要。

23

#### (4)その他 協定締結による活動 - 集落協定の広域化・集落間連携

##### 【効果】

- 集落協定を広域化または連携した協定数および面積**  
高島市 1協定（もともとは3協定） 34ha
  - ・協定活動を継続するための**人員を確保**
  - ・農村協働力（集落機能）が向上

##### 【評価と課題】

- 評価
  - ・担い手が減少している中、集落連携・統合により、**共同取組活動を実施するための人員確保が可能**となり、**農地の保全**や**農村協働力（集落機能）が向上**するなど評価できる。
- 課題
  - ・人口減少がすすむ中山間地域においては、広域化や集落間連携は有効であるが、近隣に取組集落がない等、**連携が困難な地域**においては、企業や大学等、**外部との連携のための支援**が必要。

24

#### (4)その他 協定締結による活動 - 個人配分の上限交付額の引き上げ

##### 【効果】

○県内で100万円を超えた個人配分を受け取っているのは1法人（大津市）

- ・個人配分を受けている法人は、農用地の引き受けを行っており、耕作困難者が発生した際の農地の受け皿になっている。

##### 【評価と課題】

###### ○評価

- ・個人配分は面積に応じて配分されることが多く、耕作困難な農地が生じた際に個人配分額が増加するため、**引き受けに対する意欲が向上**。

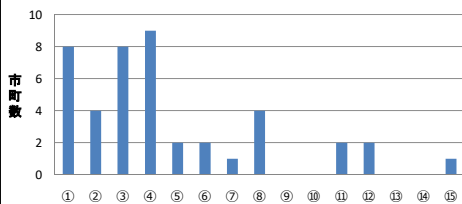
###### ○課題

- ・人口減少や高齢化により、耕作が困難な農地の増加が懸念されるため、受け手となる**担い手の引き受け意欲が減退しないよう**、継続的な支援は必要。
- ・**上限交付額**については、**地域の実情に応じた形で設定する**仕組みが良いと考える。

25

#### (参考)第1期対策から第4期対策までの効果

第1期対策から第4期対策までの効果等



① 耕作放棄地の発生が防止された	8
② 寄合・イベント、共同活動の活性化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	4
③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	8
④ 鳥獣被害が防止された	9
⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	2
⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	2
⑦ 担い手への農地集積が進んだ	1
⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	4
⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	0
⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農業レストランの開業など所得向上の取組が行われ	0
⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	2
⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	2
⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	0
⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	0
⑮ その他	1

事項 (3以上の項目を抜粋)	協定締結前と比べての変化等の詳細や変化等があったと考えられる主な理由
① 耕作放棄地の発生が防止された	・体制整備の話し合いにより農地の受け手が決められ、耕作放棄防止が図れた。 ・協定違反による返還の規定が耕作放棄の抑制につながった。
② 寄合、イベント、共同活動の活性化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	・多面的機能の増進活動や超急傾斜加算の活用により棚田地域で都市住民交流活動等が行われ地域が活性化 ・どの集落でも、活動継続のための話し合いが複数回開催され農村地域力の向上が図れた。
③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	・話し合いにより、集落ぐるみの共同活動が行われ水路・農道等の維持管理が適切に実施。 ・施設の定期点検と異常が確認された場合の適時適切な維持補修、台風時の見回り等が実施され、防災面でも効果があった。
④ 鳥獣被害が防止された	・多くの集落で獣害防止柵の設置等や維持管理が実施され、被害軽減につながっている。
⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	・話し合いを通じて、農業用機械の共同購入が行われ、効率的な農業生産活動が可能となった。

26